



神奈川県からのお知らせ

第8回線引き見直しにおける

大磯都市計画 素案を作成 しました

課 題

- 少子高齢化の進行
- 人口減少社会の本格化
- 気候変動の影響などによる災害の頻発・激甚化など

方 向 性

- 地域の実情に応じた「コンパクト+ネットワーク」による都市づくり
- 大規模災害などからいのちとくらしを守る都市づくり
- 循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくりなど

ご意見をお寄せください！

線引き見直しとは、おおむね10年後の将来人口予測のもと、都市計画区域について、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などを定めるとともに、無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する（区域区分）ものです。

県では、これまで昭和45年の当初線引き以降、平成28年までに7回の見直しを行いました。このたび、8回目の見直しに当たり、都市計画素案（①～②）を取りまとめましたので、皆様のご意見を公聴会にてお寄せください。



各素案の詳細については、神奈川県のホームページをご覧ください。▶

都市計画素案の概要

①

都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針

都市計画の目標、区域区分の決定の有無、主要な都市計画（土地利用、道路や公園等の都市施設整備、自然的環境の保全など）の決定の方針などを定める都市計画です。

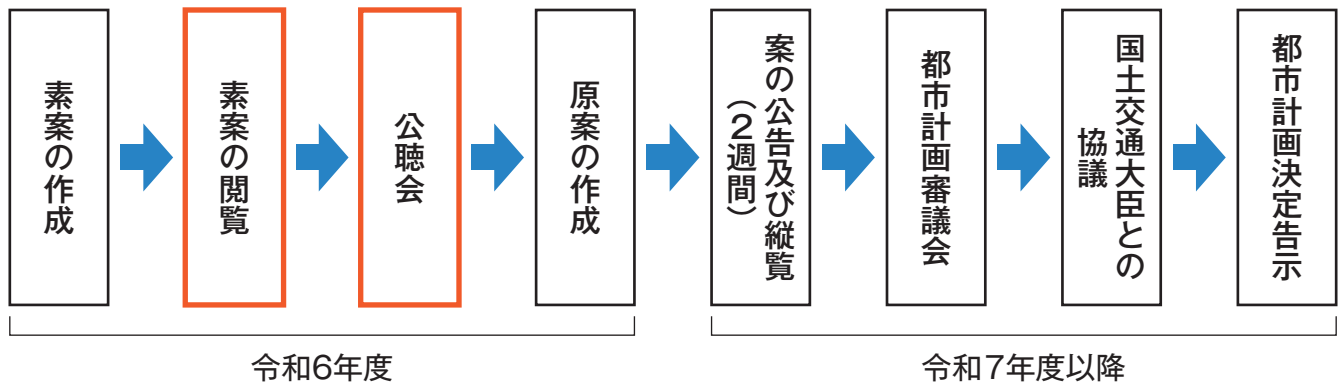
②

区域区分

都市計画区域をすでに市街地になっている区域や計画的に市街化していく区域である「市街化区域」と市街化を抑制する区域である「市街化調整区域」の2つに区分する都市計画です。

都市計画決定スケジュール

法定縦覧や神奈川県都市計画審議会などの手続を経て、令和7年度の告示を目指しています。



都市計画素案の閲覧及び公聴会公述申出

閲覧(申出)期間	閲覧場所(公述申出書の提出先は町)	閲覧(申出)時間
令和6年9月6日(金)～ 令和6年9月27日(金) ※土曜日、日曜日及び祝日は 閲覧(申出)できません。 ※公述申出書は期間内必着	神奈川県県土整備局都市部都市計画課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1	午前8時30分～ 午後5時15分
	大磯町都市建設部都市計画課 〒255-8555 中郡大磯町東小磯183番地	午前8時30分～ 午後5時15分

公聴会で公述を希望される方は、「公述申出書」に必要事項を記入し、申出期間内に大磯町へ提出してください。〔「公述申出書」は県都市計画課及び大磯町都市計画課に用意しています。また、県のホームページ「<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/a7k/cnt/f281/8senbiki.html>」からも入手できます。〕なお、公述申出書の提出は、持参、郵送のほか、以下から電子メール添付またはファクシミリでも受け付けます。

●電子メールアドレス／toshi-kei@town.oiso.kanagawa.jp ●ファクシミリ／(0463)61-1991

公聴会の日時及び場所

開催日	開催時間	開催場所
令和6年11月11日(月)	午後7時～午後9時	大磯町立福祉センター さざれ石(レクリエーション室) (中郡大磯町大磯1352番地の1)

公述の申出がなかった
場合は開催しません！
開催については
県町HPを
ご確認ください。

※公述人の人数によっては、終了時間が早くなることがあります。

公述人の資格

原則として大磯町民及び利害関係人
(素案に係る区域の土地に法律上の権利関係を有する方、大磯町に在勤の方等)

公述人の決定

●公述人は10人程度 ●同じ趣旨の意見が多数あるときは、申出をされた方のうちから公述人となる方を決定します。 ●決定の結果は、それぞれ通知します。 ●なお、公述人1人あたりの公述時間は15分以内とし、公述人の人数を勘案して公述時間を決定します。

公聴会の傍聴

●希望される場合は、直接会場にお越しください。 ●直前に中止となる場合もあるため、事前にホームページ等でご確認ください。 ●人数によっては、お断りする場合があります。 ●当日、手話通訳を必要とされる方は、令和6年9月27日(金)までに「お問合せ先」までご連絡ください。

公聴会を開催しない場合

公聴会を開催しない場合は、次によりご案内します。
(1)神奈川県公報に掲載 (2)県及び町のホームページに掲載
(3)神奈川県都市計画課、大磯町都市計画課及び公聴会会場に掲示

■お問合せ先

神奈川県県土整備局都市部都市計画課 TEL(045)210-6175 FAX(045)210-8879

神奈川県 線引き見直し

検索